

『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 5 卷
公衆衛生学 動物看護関連法規 動物愛護・適正飼養法規』（改訂第 2 版 1 刷）
正誤表

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。 株式会社 EDUWARD Press

| 頁 | 記事タイトル | 該当箇所 | 誤 | 正 |
|-------|-------------------------|-------------|---|---|
| P25 | 第 2 章 5 | 右下から 2 行目 | 世代間隔 (serial interval) | 世代間隔 (generation interval) |
| P25 | 第 2 章 5 | 下から 1 行目 | 潜伏感染期 (latent period または pre-infectious period) | 感染性待ち期間 (latent period または pre-infectious period) |
| P26 | 第 2 章 5 | 図 1-2-4 内 | 世代間隔 | 発症間隔 |
| P26 | 第 2 章 5 | 図 1-2-4 内 | 潜伏感染期 | 感染性待ち期間 |
| p. 50 | 第 3 章 2. 4. クリミア・コンゴ出血熱 | 右 上から 13 行目 | ○病原体：ブニヤウイルス科 | ○病原体： ナイロウイルス科 |
| P55 | 第 3 章 8. 日本脳炎 | 左段 8 行目 | ○診断：患者の組血清について、抗原測定を行う。 | ○診断：患者の組血清について、 抗体 測定を行う。 |
| P. 58 | 3 章 2. 13. リフトバレー熱 | 左 4 行目 | ○病原体：リフトバレー熱ウイルスはブニヤウイルス科 | ○病原体：リフトバレー熱ウイルスは フェヌイウイルス科 |
| P. 58 | 3 章 2. 14. ハンタウイルス感染症 | 右 12 行目 | ○病原体：両者とも、ブニヤウイルス科 | 病原体：両者とも、 ハンタウイルス科 |
| P122 | 演習問題 | 問 7 の選択肢 | ① エキノコックス症 ② アニサキス症 ③ ウエステルマン肺吸虫症 ④ 有鉤条虫症 ⑤ ピロプラズマ病 (バベシア病) | ① エキノコックス症 ② アニサキス症 ③ ウエステルマン肺吸虫症 ④ 有鉤条虫症 ⑤ タイレリア症 |

| | | | | |
|--------|-------------------|---------------------|---|---|
| P125 | 第3章 演習問題 解答 | 問7の正解 と解説文 | 正解⑤ ピロプラズマ病（バベシア病） ピロプラズマ病はヒトではネズミバベシアの感染が知られているが非常にまれである。 | 正解⑤ タイレリア症 ピロプラズマ類はタイレリア（Theileria）属あるいはバベシア（Babesia）属の感染を原因とする疾病（ピロプラズマ病）で、世界に分布する。タイレリア属では牛、鹿、馬での発症（タイレリア症；Theileriosis）の報告はあるがヒトでの報告はない。 |
| P125 | 第3章 演習問題 | 解答 問7 解説文最終 行 | 有鉤条虫は中間宿主の牛肉の生食により感染する | 有鉤条虫は中間宿主の 豚肉 の生食により感染する |
| P144 | 第4章2 | 左上から8 行目 | ● そのほか、青梅、ビワ等の有毒成分である青酸配糖体やバレイショ（ジャガイモのこと）の芽または緑色部分（有効成分はソラニン、チャコニン等）などが、植物性自然毒である。 | ● そのほか、青梅、ビワ等の有毒成分である青酸配糖体やバレイショ（ジャガイモのこと）の芽または緑色部分（ 有毒成分 はソラニン、チャコニン等）などが、植物性自然毒である。 |
| P154 | 第4章6 | 左下から8 行目 | 腸管出血性大腸炎（EHCH） | 腸管出血性大腸炎（ EHEC ） |
| P215 | 演習問題 | 問10 解説 文 | ④「特定廃棄物」とは、国が定めた特定地域における廃棄物、すなわち「特定地域内廃棄物」と、特定地域の内外を問わずセシウム134とセシウム137との合計が8,000 Bq/kg を超える廃棄物、すなわち「指定廃棄物」の両者を指す。 | ④「特定廃棄物」とは、国が定めた 対策 地域における廃棄物、すなわち「 対策 地域内廃棄物」と、 対策 地域の内外を問わずセシウム134とセシウム137との合計が8,000 Bq/kg を超える廃棄物、すなわち「指定廃棄物」の両者を指す。 |
| P273 | 演習問題 | 1行目 | 第3章公衆衛生行政法規 演習問題 | 第 5 章公衆衛生行政法規 演習問題 |
| p. 284 | 第6章2. その他に | 右 下から 10行目から | なお、麻薬施用者免許については、医師、歯科医師または | なお、麻薬施用者免許については、医師、歯科医師または |

| | | | | |
|----------------|--|--------------------------------|---|---|
| | 関連する法律 | 7行目 | 獣医師でなければ免許を受けることができない（法第2条） | 獣医師でなければ免許を受けることができない（法第3条2項） |
| P. 284 ～285 | 第6章2. その他に 関連する 法律 麻薬及び 向精神薬 取締法 | 右 下から 3行目から 次ページ左 1行目 | なお、麻薬管理者免許については、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師でなければ免許を受けることができない（法第2条）。 | なお、麻薬管理者免許については、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師でなければ免許を受けることができない（法第3条2項）。 |
| P308 | 第1章1 | 右下から6 行目 | ● また、第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者に都道府県知事等が行う動物取扱責任者研修を、1年に1回以上受けさせなければならない（法第22条第3項）。 | 該当箇所削除 |
| P353 | 第3章7 | 左下から1 行目 | ● この条例の制定、改廃、文化財の指定や解除を行った場合には、教育委員会は文化庁長官にその旨を報告しなければならない（3項）。 | ● この条例の制定、改廃、文化財の指定や解除を行った場合には、教育委員会は文化庁長官にその旨を報告しなければならない（4項）。 |
| | | | | |
| | | | | |